

# 習志野市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査実施要領

平成31年1月25日 制定及び施行  
令和4年1月31日改正  
令和4年12月1日改正

## 第1 趣旨

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障法」という。）第10条第1項、第51条の27第2項、第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児法」という。）第24条の34から第24条の36まで及び第57条の3の2の規定に基づき、本市が行う指導及び監査について基本的事項を定めるものとする。

## 第2 指導及び監査の対象

指導及び監査は、「障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則」（平成24年規則第25号）により、本市が指定した指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）を対象とする。

## 第3 指導について

### 1 指導の方針

指導は、事業者に対し、事業内容及び給付に係る費用等の請求等に関する事項について厚生労働省令で定める基準等への適合を周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

### 2 指導形態

指導の形態は、事業者の事業所において実地に行う。

### 3 指導対象の選定

指導は全ての事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の基準に基づいて指導対象の選定を行う。

- (1) 概ね3年に1度実施する。
- (2) 新たに事業を開始した事業者については、概ね1年以内に実施する。
- (3) その他特に指導が必要と認められる事業者については、随時実施する。

#### 4 指導方法等

##### (1) 指導実施通知

指導対象となる事業者を決定したときは、指導の日の 30 日以上前に「指定特定相談支援事業者等の実地指導の実施について(通知)」(第 1 号様式)により当該事業者にあらかじめ通知するとともに、「習志野市 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者 指導調書」(第 2 号様式。以下「指導調書」という。)及び添付書類を指導の日の 10 日以上前に提出することを求める。

##### (2) 指導方法

事前に提出を受けた指導調書に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

##### (3) 指導体制

指導は、障がい福祉課の各係 1 名以上、合計 3 名以上の指導班を編成して実施する。

##### (4) 指導結果の通知等

指導の結果については、後日「指定特定相談支援事業者等の実地指導結果について(通知)」(第 3 号様式)により通知する。なお、改善を要すると認められた事項がある場合は、通知後 30 日以内に「事業改善報告書」(第 4 号様式)を提出することを求める。

##### (5) 改善報告書の確認

提出された事業改善報告書を確認し、改善が不十分な場合は、必要に応じて再度指導を行う。

#### 5 監査への変更

指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、指導を中止し、直ちに監査を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

#### 第4 監査について

##### 1 監査の方針

監査は、事業者の事業内容等について、障法第 51 条の 28 第 2 項及び第 4 項並びに第 51 条の 29 第 2 項並びに児法第 24 条の 35 第 1 項及び第 3 項並びに

第 24 条の 36 第 1 項に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は計画相談支援給付費若しくは障害児相談支援給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施する。

## 2 監査対象の選定

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

### (1) 要確認情報

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・ 市、相談支援事業者等へ寄せられる苦情
- ・ 計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

### (2) 指導において確認した情報等

- ・ 実地指導等において事業者について確認した指定基準違反等
- ・ 指導結果に係る正当な理由のない改善報告書の不提出
- ・ 正当な理由のない指導の拒否

## 3 監査の実施

### (1) 監査事前調査

原則として、監査を実施する前に、障がい福祉課で把握する情報により事実関係が確認できるものについては、予め確認するものとする。また、特に必要と認められる場合には、予め利用者及びその家族等からの聞き取り調査を行うものとする。

### (2) 監査実施通知

監査を行う場合は、監査の日の 7 日以上前に「指定特定相談支援事業者等の監査の実施について(通知)」(第 5 号様式)により事業者に通知する。ただし、事前に通知することで適切な監査の実施に支障を生じる恐れがある場合は、通知を省略するものとする。

### (3) 監査方法

事業者に対し、出頭を求め又は当該事業者の事業所に立ち入り、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じるとともに、関係者に対して聞き取り調査を行うものとする。

### (4) 監査体制

監査は、障がい福祉課の各係 1 名以上、合計 3 名以上の監査班を編成して

実施する。

(5) 監査調書の作成

監査後、監査調書を作成する。

(6) 監査結果の通知等

監査の結果については、後日「指定特定相談支援事業者等の監査結果について(通知)」(第 6 号様式)により通知する。ただし、行政上の措置を行う場合は、この限りでない。なお、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項がある場合は、通知後 30 日以内に「事業改善報告書」(第 4 号様式)を提出することを求める。

(7) 改善報告書の確認

提出された改善報告書を確認し、改善が不十分な場合は、必要に応じて指導を行う。

#### 4 行政上の措置

著しい指定基準違反等が認められた場合には、障法第 51 条の 28 及び第 51 条の 29 又は児法第 24 条の 35 及び第 24 条の 36 に定める「勧告」、「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

事業者に、障法第 51 条の 28 第 2 項又は児法第 24 条の 35 第 1 項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告し、期限内に文書により報告を行うことを求める。

(2) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、障法第 51 条の 29 第 2 項各号又は児法第 24 条の 36 各号のいずれかに該当する場合には、当該事業所に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止するものとする。なお、その場合は、習志野市行政手続条例(平成 9 年条例第 1 号)に基づき、事前に当該事業者に対し、聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

#### 5 経済上の措置

(1) 勧告、指定の取消等を行った場合に、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の全部又は一部について、当該計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費に係る市町村に対し、障法第 8 条第 1 項又は児法第 57 条の 2 第 1 項に基づく不正利得の徴収を行うよう通知するものとする。

(2) 指定の取消等を行った場合には、原則として、障法第 8 条第 2 項又は児法

第 57 条の 2 第 2 項の規定により、当該事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。